

産業廃棄物収集運搬業事業計画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は昭和51年創業以来、一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、北見市を拠点にオホーツク地域で廃棄物処理業者としての責任において地域環境保全に努めてまいりました。平成9年には産業廃棄物処分業の許可を受け、産業廃棄物汚泥中間処理施設を開設し、産業廃棄物の総合処理業者として営業しております。また、平成22年11月にHES北海道環境マネジメントシステムスタンダード産業廃棄物処理業者用システム規格の認証を取得し、平成23年12月には優良産廃処理業者に係る基準適合を受けました。また、平成24年には特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し廃棄物の適正処理と環境保全に一層の努力をしております。

1. 廃プラスチック類について

北見市内及び近郊の事業所から排出される廃プラスチック類を産業廃棄物の廃プラスチック類として愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店・株式会社アシストへ運搬する。

また、発泡スチロールに限り株式会社エース・クリーンへ運搬し、熱風式による減容処理を行った廃プラスチック塊は、NCT化学株式会社に有価物として売却する。

2. ゴムくずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるゴムくずを産業廃棄物のゴムくずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

3. 金属くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出される金属くずを産業廃棄物の金属くずとして愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店へ運搬する。

4. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを産業廃棄物のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

5. がれき類について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出されるがれき類を産業廃棄物のがれき類として愛和産業株式会社へ運搬する。

6. 紙くずについて

北見市内及び近郊の印刷業より排出される紙くずを産業廃棄物の紙くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

7. 木くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される木くずを産業廃棄物の木くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

8. 繊維くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される繊維くずを、産業廃棄物の繊維くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

9. 動植物性残さについて

北見市内及び近郊の食料品製造業より排出される動植物性残さを、産業廃棄物の動植物性残さとして愛和産業株式会社・株式会社アシストへ運搬する。

10. 動物のふん尿について

北見市内及び近郊の畜産業より排出される動物のふん尿を、産業廃棄物の動物のふん尿として株式会社エース・クリーンへ運搬し、ばっ気方式による生物処理を行い液肥化する。

11. 燃え殻について

北見市内及び近郊の熱供給業より排出される燃え殻を、産業廃棄物の燃え殻として愛和産業株式会社へ運搬する。

12. 汚泥について

北見市内及び近郊より排出される、下水道管渠清掃汚泥・水道中継ポンプ場清掃汚泥・道路側溝清掃汚泥・生産工場排水施設汚泥・各分離槽清掃汚泥等を産業廃棄物の汚泥として株式会社エース・クリーンへ運搬し、脱水による中間処理を行い、愛和産業株式会社にて最終処分の委託処理を行う。

13. 鋳さいについて

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される鋳さいを、産業廃棄物の鋳さいとして愛和産業株式会社へ運搬する。

14. ばいじんについて

北見市内及び近郊の電気業より排出されるばいじんを、産業廃棄物のばいじんとして愛和産業株式会社へ運搬する。

15. 廃油について

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される廃油を、産業廃棄物の廃油として株式会社アシストへ運搬する。

16. 廃酸について

北海道内の化学工業より排出される廃酸を、産業廃棄物の廃酸として株式会社アシストへ運搬する。

17. 廃アルカリについて

北海道内の化学工業より排出される廃アルカリを、産業廃棄物の廃アルカリとして株式会社アシストへ運搬する。

18. 石綿含有産業廃棄物について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出される石綿含有産業廃棄物を産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物として愛和産業株式会社へ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地（処分場の 名称及び所在地）
1	廃プラスチック類	3 t/月	固形	北見市内及び近郊の 事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社斉藤商店 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト 北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
2	ゴムくず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊の 事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
3	金属くず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊の 事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社斉藤商店
4	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊の 事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
5	がれき類	3 t/月	固形	北見市内及び近郊の 土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
6	紙くず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊の 印刷業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
7	木くず	10 t/月	固形	北見市内及び近郊の 建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
8	繊維くず	10 t/月	固形	北見市内及び近郊の 建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
9	動植物性残さ	10 t/月	固形	北見市内及び近郊の 食料品製造業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
10	動物のふん尿	10 t/月	液状	北見市内及び近郊の 畜産業	積替え保管を行わない	北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
11	燃え殻	10 t/月	粉状	北見市内及び近郊の 熱供給業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
12	汚泥	300 t/月	泥状	北見市内及び近郊の 下水道等事業所	積替え保管を行わない	北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
13	鉱さい	30 t/月	固形	北見市内及び近郊の 自動車整備業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
14	ばいじん	10 t/月	粉状	北見市内及び近郊の 電気業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
15	廃油	10 t/月	液状	北見市内及び近郊の 自動車整備業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
16	廃酸	10 t/月	液状	北海道内の化学工業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト

17	廃アルカリ	10 t /月	液状	北海道内の化学工業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
18	石綿含有産業 廃棄物	0.1 t /月	固形	北見市内及び近郊の 土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本産業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	清 掃 車	北見88 は605	8,000	株式会社エース・クリーン	
2	清 掃 車	北見800は129	9,120	株式会社エース・クリーン	
3	キャブオーバ	北見400さ7221	1,250	株式会社エース・クリーン	
4	キャブオーバ	北見100さ5637	1,750	株式会社エース・クリーン	
5	キャブオーバ	北見100さ5668	3,400	株式会社エース・クリーン	
6	ダ ンプ	北見100は1377	6,700	株式会社エース・クリーン	
7	清 掃 車	北見800は652	7,800	株式会社エース・クリーン	
8	キャブオーバ	北見100さ7247	2,000	株式会社エース・クリーン	
9	塵 芥 車	北見800は615	4,000	株式会社エース・クリーン	
10	塵 芥 車	北見800は771	3,750	株式会社エース・クリーン	
11	キャブオーバ	北見480い1047	350	株式会社エース・クリーン	
12	塵 芥 車	北見800は900	3,850	株式会社エース・クリーン	
13	バ ン	北見400す8184	1,000	株式会社エース・クリーン	
14	塵 芥 車	北見800は439	3,400	株式会社エース・クリーン	
15	キャブオーバ	北見100は2619	12,800	株式会社エース・クリーン	
16	塵 芥 車	北見800は640	3,950	株式会社エース・クリーン	
事務所の所在地		北見市小泉761番地12			
駐車場の所在地		北見市小泉761番地12			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
フレキシブルコンテナバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物	1 m ³	
鋼鉄製ドラム缶	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ	200ℓ	
鉄製ペール缶	汚泥	20ℓ	
ポリエチレン容器	汚泥、廃酸、廃アルカリ	20ℓ	
IBC容器	廃酸、廃アルカリ	1,050 ℓ	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え保管を行わない。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

1. 車両毎の用途

① 清掃車

汚泥、動物のふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ

② 塵芥車

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず廃棄物を含む、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

③ キャブオーバ

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

④ ダンプ

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

⑤ バン

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

2 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

従業員数の内訳

令和2年12月1日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
5人	人	0人	6人	31人	26人	人	68人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

① 飛散防止対策

運搬車両容器のひび・破損の確認を事前に行うとともに、密閉状況の確認を十分に行い運搬時の飛散防止に努める。

② 悪臭、騒音、振動対策

運搬車両は、定期的に洗車・清掃を行い清潔にする。また、悪路の走行に際しては、徐行運転に務め粉塵の発生防止を図る。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

積み替え保管を行わない。

(3) その他

① 環境マネジメントについて

北海道環境マネジメントシステムスタンダードを運用し、環境負荷を低減する取組を継続して行う。

② 安全管理について

安全管理者を設置し、安全管理体制を構築する。

③ 従業員教育について

年1回以上、安全大会を実施すると共に不定期に安全ミーティングを開催し、従業員へ事故防止を促すことで環境保全に務める。

特別産業廃棄物収集運搬業事業計画
(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は産業廃棄物の収集運搬と処分業を営んでおります。業務の中で「有害物質含有」「揮発油類含有」「強酸・強アルカリ含有」の可能性のある廃棄物についての相談が時折あります。中には突発的な事故など急を要する場合でも、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有さないことを理由に、依頼を断る事がありました。今後、顧客のニーズを満たし、満足度の高いサービスを提供する為にも、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得することとしました。

1. 廃油について

道内近郊の洗濯洗浄施設及び電子部品製造業から排出される、有害物質または融点70度以下の廃油を特別管理産業廃棄物の廃油として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所へ運搬する。

2. 廃酸について

道内近郊の試験研究機関より排出される、PH2.0以下の強酸を、特別管理産業廃棄物の廃酸として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所へ運搬する。

3. 廃アルカリについて

道内近郊の試験研究機関より排出される、PH12.5以上の強アルカリを、特別管理産業廃棄物の廃アルカリとして野村興産株式会社イトムカ鉱業所へ運搬する。

4. 汚泥について

北海道内の下水処理場より排出される指定下水汚泥や、無機化学工業製品製造業にて排出される有害汚泥を、特別管理産業廃棄物の廃アルカリとして野村興産株式会社イトムカ鉱業所へ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地（処分場の 名称及び所在地）
1	廃油	1.0 t	液状	北海道内 洗濯業 電子部品製造業	積み替え保管はしない。	北見市留辺蘂町富士 見217番地1 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

2	廃酸	1.0 t	液状	北海道内 試験研究機関	積み替え保管はしない。	北見市留辺藪町富士 見217番地1 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
3	廃アルカリ	1.0 t	液状	北海道内 試験研究機関	積み替え保管はしない。	北見市留辺藪町富士 見217番地1 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
4	汚泥	1.0 t	泥状	北海道内 下水処理場 無機化学工業製品製造業	積み替え保管はしない。	北見市留辺藪町富士 見217番地1 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本工業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	清 掃 車	北見800は652	7,800	株式会社エース・クリーン	
2	清 掃 車	北見800は129	9,120	株式会社エース・クリーン	
3	清 掃 車	北見88は605	8,000	株式会社エース・クリーン	
4	キャブオーバ	北見100さ5637	1,750	株式会社エース・クリ ーン	
5	バ ン	北見400す8184	1,000	株式会社エース・クリーン	
6	キャブオーバ	北見480い1047	350	株式会社エース・クリーン	
7	キャブオーバ	北見100は2619	12,800	株式会社エース・クリーン	
8					
9					
10					
事務所の所在地		北見市小泉761番地12			
駐車場の所在地		北見市小泉761番地12			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ			
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ			
IBC容器	廃酸・廃アルカリの運搬	1,050ℓ			
(3) 積替え又は保管施設の概要					
積替え保管を行わない。					

(日本工業規格 A列4番)

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

車両毎の用途

車両の名称：UDトラックス

車両番号：北見800は652

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

車両の名称：日野

車両番号：北見800は129

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

車両の名称：三菱

車両番号：北見88は605

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

車両の名称：日野

車両番号：北見100さ5637

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、汚泥

車両の名称：いすゞ

車両番号：北見400す8184

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ

車両の名称：スズキ

車両番号：北見480い1047

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

車両の名称：三菱

車両番号：北見100は2619

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日・他会社が指定する公休日

従業員数の内訳

令和2年12月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手		作業員	その他	合計
				うちPCB担当者			
5人	人	6人	31人	人	26人	人	68人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置（運搬車両等）

① 飛散、流出、悪臭発散防止措置

運搬車両容器のひび・破損の確認を事前に行うとともに、密閉状況の確認を十分に行い、運搬時の飛散防止に努める。

運搬の際、容器が荷台で転倒・移動をしない様ロープ等で固定する。又ブルーシートで覆い飛散の防止に努める。

② 火災及び爆発防止措置（廃油等）

揮発油類、灯油類及び軽油類が含まれる汚泥を取扱う場合、消火器を所持し、運搬中火気厳禁とする。また、北見地区消防組合より頂いた意見書の指示に従い、安全確保に努める。

③ 腐食防止措置（廃油、廃酸、廃アルカリ）

ステンレス製のタンクを使用する。

④ 他の廃棄物等との混合防止措置

原則として混載は行わない。又、積み下ろし後、必ず洗浄作業を行う。

運搬に際し講ずる具体的な措置（運搬容器）

① 飛散、流出、悪臭発散防止措置

運搬容器のひび、破損の確認を事前に行うとともに、密閉状況の確認を十分に行う。

又、ポリエチレン内袋を使用し防止措置を強化する。

② 火災及び爆発防止措置（廃油等）

揮発油類、灯油類及び軽油類が含まれる汚泥を取扱う場合、消火器を所持し、運搬中火気厳禁とする。また、北見地区消防組合より頂いた意見書の指示に従い、安全確保に努める。

③ 腐食防止措置（廃油、廃酸、廃アルカリ）

雨水による腐食を避けるため、屋外の保管はしないなど、容器の適切な取扱いと破損等の確認をする。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

① 積替え保管を行わない。

(3) その他

① 環境マネジメントについて

HES北海道環境マネジメントシステムスタンダードを運用し、環境負荷を低減する取組を継続して行う。

② 安全管理について

安全管理者を設置し、安全管理体制を構築する。

③ 従業員教育について

年1回以上、安全大会を実施すると共に、不定期に安全ミーティングを開催し、従業員へ事故防止を促すことで環境保全に務める。

処 分 業 事 業 計 画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は昭和 51 年創業以来、一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、北見市を拠点にオホーツク地域で廃棄物処理業者としての責任において地域環境保全に努めてまいりました。平成 9 年には産業廃棄物処分量の許可を受け、産業廃棄物汚泥中間処理施設を開設し、産業廃棄物の総合処理業者として営業しております。また、平成 22 年 11 月に H E S 北海道環境マネジメントシステムスタンダード産業廃棄物処理業者用システム規格の認証を取得し、平成 23 年 12 月には優良産廃処理業者に係る基準適合を受けました。また、平成 24 年には特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し廃棄物の適正処理と環境保全に一層の努力をしております。

1. 脱水 (汚泥) について

北見市内及び近郊より排出される、下水道管渠洗浄汚泥、下水道中継ポンプ場汚泥、側溝汚泥、生産工場排水施設汚泥、各分離槽清掃汚泥等を、産業廃棄物の汚泥として脱水による中間処理を行い、脱水ケーキを愛和産業株式会社の管理型最終処分場にて委託処理を行う。

2. 天日乾燥 (汚泥) について

北見市内及び近郊より排出される、含水率90%程度の汚泥 (道路側溝等の土砂、建設汚泥等) を産業廃棄物の汚泥として天日乾燥による中間処理を行い、乾燥汚泥を愛和産業株式会社の管理型最終処分場にて委託処理を行う。

3. 減容 (廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)) について

北見市内及び近郊の販売店より排出される発泡スチロールを受入れ、減容を行い、廃プラスチック塊はTTC化学㈱に有価物として売却する。また、再生処理不能品については愛和産業株式会社の管理型最終処分場にて最終処分の委託処理を行う。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び 所在地(処分場の名称及 び所在地)
1	汚泥	250t/月	泥状	北見市内及び近郊より 排出される 下水道、 道路側溝、 事業所等	脱水により中間処理し た汚泥を管理型最終処 分場にて委託処分する。	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
2	汚泥	40t/月	泥状	北見市内及び近郊より 排出される 道路側溝 建設現場	天日乾燥より中間処理 した汚泥を管理型最終 処分場にて委託処分す る。	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
3	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)	22t/月	固形	北見市内及び近郊の事 業所	灯油バーナー仕様の熱 風式により減容化し、排 出ガスは白金触媒を用 いて脱臭する。	東京都港区新橋1丁目10-6 NCT化学(株)に 有価物として売却

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

3. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

1. 施設毎の用途

施設の種類：①汚泥の脱水施設

取扱品目：汚泥

設置年月日：令和2年8月5日

設置場所：北見市小泉761番地12

処理能力/稼働時間：8m³/日（8時間）1m³/1時間

処理方式：脱水

構造設備の概要：多重円盤外胴型スクリーンプレス脱水機

施設の種類：②汚泥の脱水施設

取扱品目：汚泥

設置年月日：平成20年6月12日

設置場所：北見市小泉761番地12、762番地13

処理能力/稼働時間：8m³/日（8時間）1m³/1時間

処理方式：脱水

構造設備の概要：多重円盤外胴型スクリーンプレス脱水機

施設の種類：③汚泥の天日乾燥施設

取扱品目：汚泥

設置年月日：平成20年4月16日

設置場所：北見市小泉761番地1

処理能力/稼働時間：76.08m³/日（24時間）3.17m³/1時間

処理方式：天日乾燥

構造設備の概要：地表水流入防止堰付、RC製土間

施設の種類：④廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）の減容施設

取扱品目：発泡スチロールに限る

設置年月日：平成13年5月10日

設置場所：北見市小泉761番地6、12

処理能力/稼働時間：0.96t/日（8時間）0.12m³/1時間

処理方式：熱風循環方式

構造設備の概要：灯油バーナー使用

2. 処分業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝日

従業員数の内訳

令和3年4月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	人	0人	6人	31人	26人	68人

(日本工業規格 A列4番)

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

① 汚泥の脱水施設

スケールで重量計量後、飛散・漏洩に注意し、ピットに受入する。悪臭の発散を防止するため、液肥を使用し臭気抑制に努める。脱水機の性能低下を防止するため、脱水機の整備及びオーバーホールを定期的に行う。

② 汚泥の脱水施設

同上

③ 汚泥の天日乾燥施設

建物内の為、悪臭の発散が低減されるが、消臭効果を高める為、施設に液肥を使用し臭気抑制に努める。

又、汚泥流出防止対策として、出入口を10cm嵩上げし、施設内で使用する機械は専用機械としている。万が一の流出防止の為に土嚢を常備している。

④ 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）の減容施設

計量器で重量を計量後、飛散・流出に注意し保管場所に受入れ、速やかに処理を行う。減容機の性能低下を防止するため、燃焼バーナー等の整備及び交換を行う。

(2) 保管施設において講ずる措置

① 保管場所1（廃プラスチック類（発泡スチロール））

屋内（床：コンクリート）に保管し、飛散・流出防止に努める。

② 保管場所2（汚泥（脱水ケーキ））

屋内（床：コンクリート）に保管し、飛散・漏洩・流出防止に努める。

(3) 最終処分場において講ずる措置

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
発生量 (t/日又はm ³ /日)	埋立処分：1.86t/日	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) 愛和産業株式会社
		(所在地) 北見市端野町三区857番地
	<p style="text-align: center;">埋立処分 中間処理 売却</p> <p style="text-align: center;">（ 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ）</p>	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

処分後の産業廃棄物の種類	汚泥（天日乾燥）	
発生量 (t/日又はm ³ /日)	埋立処分：2.00m ³ /日	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) 愛和産業株式会社
		(所在地) 北見市端野町三区857番地
	<p style="text-align: center;">埋立処分 中間処理 売却</p> <p style="text-align: center;">（ 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ）</p>	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

(日本工業規格 A列4番)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（発泡スチロール）	
発生量 (t/日又はm ³ /日)	0.96t/日	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) 愛和産業株式会社
		(所在地) 北見市端野町三区857番地
	<p style="text-align: center;">埋立処分 中間処理 売却</p> <p style="text-align: center;"> (中間処理、売却の場合は具体的な方法 NCT化学㈱に有価物として売却する。売却後の減容物は精製され、プラスチック製品の原料とされます。但し、再生処理不能品については、 愛和産業株式会社に埋立処分を委託する。) </p>	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

処分後の産業廃棄物の種類		
発生量 (t/日又はm³/日)		
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	<p style="text-align: center;">埋立処分 中間処理 売却</p> <p style="text-align: center;">(中間処理、売却の場合は具体的な方法)</p>	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	